

○岩国市公募先着順方式による普通財産売払事業実施要綱

平成20年9月1日

改正

平成28年2月1日要綱第4号

平成30年12月1日要綱第67号

令和4年4月1日要綱第114号

令和5年4月1日要綱第44号

令和8年1月1日要綱第2号

岩国市公募先着順方式による普通財産売払事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたって利用する見込みのない普通財産を、あらかじめ売払価額を公表し、市民等から買受希望者を募集し申込先着順により売り払うことにより、新たな財源を確保するため、公募先着順方式による普通財産売払事業（以下「事業」という。）を実施することについて、岩国市財務規則（平成18年規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(売払の対象)

第2条 この事業により売り払う対象となる普通財産は、岩国市普通財産売払事務取扱要綱（平成20年7月1日制定。以下「取扱要綱」という。）第5条第1項第3号又は第6号に該当する場合の普通財産（以下「物件」という。）とする。ただし、当該物件が公用又は公共用などに供するため必要となったときは、この要綱による売払の対象となる物件から除くことができる。

(売払価額)

第3条 物件の売払価額は、岩国市不動産評価委員会において決定した額とする。

(応募の資格)

第4条 応募の資格を有する者は、国内に住所を有する個人又は法人とする。ただし、一般競争入札による普通財産売払事業実施要綱（平成24年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）第6条第2号から第8号までに規定する者は、応募の資格を有しない。

(応募の方法)

第5条 応募の方法は、市ホームページへの掲載により公示するものとし、応募に必要な書類として、取扱要綱第7条第1項に規定する普通財産売払申請書に次に掲げる必要書類を添えて、応募者又は代理人が次条に規定する受付場所に持参して申し込むものとする。

(1) 応募者が個人の場合

ア 印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）

イ 住民票（発行日から3か月以内のもの）

ウ 身分証明書（発行日から3か月以内のもの）

エ 公募先着順方式による普通財産売払事業に関する誓約書（様式第1号。以下「誓約書」という。）

(2) 応募者が個人で、代理人が応募する場合

ア 本人の印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）

- イ 本人の住民票（発行日から3か月以内のもの）
 - ウ 本人の身分証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - エ 本人が記入した誓約書
 - オ 本人からの委任状（様式第2号。アの本人の印鑑登録証明書により証明されている印鑑が押印されているもの）
- (3) 応募者が法人で、代表権のある者が応募する場合
- ア 法人の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - イ 商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本（発行日から3か月以内のもの）
 - ウ 誓約書
 - エ 役員等名簿（様式第3号）
- (4) 応募者が法人で、代理人が応募する場合
- ア 法人の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - イ 商業登記簿謄本又は法人登記謄本（発行日から3か月以内のもの）
 - ウ 誓約書
 - エ 役員等名簿
 - オ 本人からの委任状（アの印鑑証明書により証明されている印鑑が押印されているもの）
- (5) 物件の所有権を共有しようとする場合
- ア 代表者選任届
- (受付期間及び受付場所)

第6条 応募の受付期間及び受付場所は次のとおりとし、郵送、電話等による応募は受け付けないものとする。

(1) 受付期間 当該物件に係る一般競争入札を実施した場合の入札日（入札参加申込者がなく入札を行わなかった場合は、入札予定日）の翌日から市長が別に定める期間内（ただし、岩国市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第1条に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 受付場所 施設経営課

2 前項第1号に規定する受付期間は、第9条第1項の規定により売払対象者を決定した場合に終了するものとする。ただし、第10条第1項の売買契約が締結されなかった場合を除く。

(応募の制限等)

第7条 2人以上の者が当該物件を共有しようとする場合には、連名で応募することができるものとする。この場合において、連名者全員が第4条の規定による応募資格を有しなければならない。

(応募資格の審査)

第8条 応募者について、申込み後速やかに第4条及び前条の応募資格等について審査し、その結果、応募資格を有しない者には、その旨を通知するものとする。

(売払対象者の決定)

第9条 第6条第1項第1号に規定する受付期間中に最も早く申込みをした者（前条により応募資格を有しないこととなった者を除く。以下「申込先着者」という。）を売払対

象者と決定する。この場合において、取扱要綱第8条に規定する普通財産売払決定通知書（以下「売払決定通知書」という。）によって決定の通知を行うものとする。

- 2 申込先着者の決定は、第5条に規定する応募に必要な書類が提出され、書類等に不備がなく受理された日をもって行うものとする。
- 3 応募の申込みが同時に提出されたと認められるときは、抽選により売払対象者を決定するものとする。
- 4 応募者が複数あった場合で、何らかの理由により申込先着者と契約の締結がなされないときは、次順位申込者を売払対象者とすることができる。
- 5 前項の規定により、次順位申込者を売払対象者と決定した場合においては、第1項後段の規定を準用する。
- 6 応募の申込受付後、当該物件の利用目的等が不適当であると判断したとき又は次条第1項に規定する期日までに売買契約を締結しないときは、売払対象者の決定を取り消すことができる。

（売買契約の締結）

第10条 売買契約は、前条第1項の売払決定通知書を交付した日から起算して14日以内に、実施要綱に規定する普通財産売買契約書（以下「売買契約書」という。）により締結するものとする。

- 2 契約の締結に当たっては、住所を証する書面及び売買契約書に貼付する収入印紙に必要な額の現金（未使用の同額面収入印紙をもってこれに代えることができる。）の提出を求めるものとする。

（契約保証金）

第11条 売払対象者は売買契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上（円未満切捨て）の金額を市指定の納入通知書により納付しなければならない。この場合において、当該契約保証金には利息を付さないものとし、売払対象者が納入期限までに売買代金を完納しないため契約を解除するときは、契約保証金は市に帰属し、売払対象者に返還しないものとする。

（契約保証金の売買代金への充当）

第12条 前条に定める契約保証金は、当該契約の売買代金の一部に充当できるものとする。ただし、契約保証金を国債及び地方債により納付した場合は、当該充当はできないものとする。

（納入通知書の交付）

第13条 売買契約締結後、売払対象者に対し、売買代金（契約保証金を売買代金に充当する場合は、売買代金から契約保証金を控除した金額）について、納入通知書を交付するものとする。

- 2 売払対象者は、売買代金を前項の納入通知書により納付しなければならない。
- 3 売買代金の納入期限は、原則として、売買契約締結の日から30日以内とする。

（所有権移転登記の嘱託）

第14条 売買契約書の規定に基づき、売払対象者から売買代金の完納があり、所有権移転登記に要する登録免許税相当額の現金（未使用の同額面収入印紙をもってこれに代えることができる。）の提出があったときは、市長は速やかに所有権移転登記の嘱託を行う

ものとする。

（登記完了証及び登記識別情報通知の交付）

第15条 登記完了後は直ちに売払対象者に登記完了証及び登記識別情報通知を交付するとともに、受領書（様式第4号）を売払対象者から徴するものとする。

（制限条項）

第16条 売払対象者は、当該物件の所有権移転登記の完了前に、当該物件に係る権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

2 売払対象者は、実施要綱第29条第1項第2号から第6号までに規定する行為をしてはならない。

3 市長は、売払対象者が前2項に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額の違約金を徴することができます。

4 売払対象者が物件の所有権移転登記後、当該物件を第三者に譲渡する場合は、当該第三者に対し、前2項の規定が適用されることを通知しなければならない。

（実地調査等）

第17条 市長は、前条に規定する売買契約の制限条項の履行状況を把握し、条項違反を未然に防止するため、隨時に実地調査し、又は売払対象者（前条第4項の第三者を含む。）に対し所要の報告を求めるものとする。

（公租公課等）

第18条 物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転登記後の公租公課は売払対象者の負担とする。

（提出書類に使用する印鑑）

第19条 この要綱に基づき提出する書類に使用する印鑑は、第5条の規定により提出のあった印鑑証明書により証明されている印鑑とする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成28年2月1日要綱第4号）

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成30年12月1日要綱第67号）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第114号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要綱第44号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月1日要綱第2号）

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。